

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月22日
【事業年度】	第11期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社アズーム
【英訳名】	AZOOM CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅田 洋司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
【電話番号】	03-5365-1235（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 馬場 涼平
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
【電話番号】	03-5365-1235（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 馬場 涼平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
売上高	(千円)	-	-	-	-	3,814,072
経常利益	(千円)	-	-	-	-	223,254
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	-	-	-	-	139,472
包括利益	(千円)	-	-	-	-	135,753
純資産額	(千円)	-	-	-	-	953,489
総資産額	(千円)	-	-	-	-	1,890,638
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	-	660.53
1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	95.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	93.60
自己資本比率	(%)	-	-	-	-	50.3
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	15.2
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	66.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	366,518
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	63,146
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	36,810
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	-	-	-	-	1,078,160
従業員数	(名)	-	-	-	-	176
(ほか、平均臨時雇用者数)		(-)	(-)	(-)	(-)	(12)

(注) 1 第11期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
売上高 (千円)	803,725	1,220,525	1,845,225	2,728,312	3,742,382
経常利益又は経常損失 () (千円)	27,623	29,992	150,112	94,811	264,140
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	28,309	36,940	109,930	56,261	173,062
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	20,094	70,094	415,094	416,594	416,599
発行済株式総数 (株)	11,480	12,030	1,453,000	1,461,000	1,461,100
純資産額 (千円)	102,644	34,296	834,227	893,385	989,552
総資産額 (千円)	159,506	357,403	1,290,154	1,522,076	1,842,994
1株当たり純資産額 (円)	89.41	28.51	574.14	611.51	685.60
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	25.72	31.96	90.76	38.54	119.02
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	86.90	37.50	116.15
自己資本比率 (%)	64.4	9.6	64.7	58.7	53.5
自己資本利益率 (%)	-	-	25.3	6.5	18.4
株価収益率 (倍)	-	-	83.4	66.1	53.9
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	37,921	61,729	191,780	16,826	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,721	12,277	17,258	352,820	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,180	97,823	663,868	97,897	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	21,447	168,723	1,007,112	769,016	-
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	40 (2)	54 (26)	75 (21)	132 (21)	134 (11)
株主総利回り (%) (比較指標：東証マザーズ指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	33.6 (81.3)	84.7 (113.8)
最高株価 (円)	-	-	7,570	11,000	7,130
最低株価 (円)	-	-	6,000	2,050	1,511

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第7期、第8期、第9期及び第10期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第7期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第8期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。加えて、当社株式は2018年9月20日に東京証券取引所マザーズに上場しており、第9期については新規上場日から決算日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

- 4 第7期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。また、第8期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
- 5 第7期及び第8期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 6 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
- 7 第11期より連結財務諸表を作成しているため、第11期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 8 従業員数は就業人員であり、（外書）は臨時雇用者数の年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を記載しております。
- 9 2018年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 10 第7期から第9期の株主総利回り及び比較指標は、2018年9月20日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
- 11 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
ただし、当社株式は2018年9月20日に東京証券取引所マザーズに上場しており、それ以前の株価については該当事項がありません。
- 12 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第10期の期首から適用しており、第9期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	概要
2009年10月	東京都渋谷区において、株式会社アズームを設立（資本金3,500千円） 東京本社において、月極駐車場紹介サービス及び月極駐車場サブリースサービスを開始
2012年5月	本社を東京都渋谷区内で移転
2014年1月	本社を東京都渋谷区内で移転
2015年3月	神奈川地区の営業拠点として、神奈川県横浜市中区に横浜支社を開設
2016年8月	九州地区の営業拠点として、福岡県福岡市博多区に福岡ランチを開設
2017年1月	プライバシーマーク認証取得
2017年2月	宅地建物取引業者免許取得 東京都知事(1)第100196号
2017年6月	月極駐車場紹介サービスの対応地区を全都道府県へと拡大
2017年8月	関西地区の営業拠点として、大阪府大阪市中央区に大阪ランチを開設
2018年5月	システム開発部門の活動拠点として、東京都中野区に事務所を開設
2018年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2018年10月	東海地区の営業拠点として、愛知県名古屋市中区に名古屋ランチを開設
2019年2月	本社を東京都渋谷区内で移転（現在の本社所在地）
2019年3月	北海道地区の営業拠点として、北海道札幌市中央区に札幌ランチを開設
2019年3月	株式会社CGworksを東京都渋谷区に設立（現連結子会社）
2019年8月	AZOOM VIETNAM INC.をベトナム社会主義共和国ハノイ市に設立（現連結子会社）
2019年9月	貸し会議室運営サポートを提供するWEB予約システム「スマート会議室」の事業を譲受

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社2社により構成されており、遊休不動産活用事業及びビジュアライゼーション事業を営んでおります。それぞれの事業の内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

(1) 遊休不動産活用事業

当社は、不動産×ITを軸に「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」を企業理念に掲げております。当該理念を達成するため、空き駐車スペースの活用を起点に、遊休不動産の活用を事業として進めております。

駐車場は「月極駐車場」と「時間貸し駐車場」に区分されますが、当社のサービスは「月極駐車場」に特化しております。当社はインターネット上にて、月極駐車場のポータルサイト「CarParking」（以下、「カーパーキング」といいます）を運営しております。当社の主要サービスである駐車場サービスは、カーパーキングを経由して、駐車場の紹介を行う「月極駐車場紹介サービス」と、駐車場オーナーから空き駐車場を借り上げ、月極駐車場としてユーザーにサブリースを行う「月極駐車場サブリースサービス」を中心として事業を行っております。

「月極駐車場紹介サービス」は全都道府県を対象地区としており、「月極駐車場サブリースサービス」は現在、北海道地区、関東地区、東海地区、関西地区及び九州地区を対象地区としております。

「月極駐車場紹介サービス」

当社は月極駐車場のポータルサイト「カーパーキング」を運営しておりますが、カーパーキングはエリア・駅からの絞込みをはじめ駐車場賃料や設備等による検索機能を有しており、月極駐車場を探しているユーザーのニーズにあった駐車場を探することができます。また、利用を希望する駐車場が具体的に決まっていないユーザーに対しても、当社はユーザーのニーズをヒアリングし、最適な月極駐車場を探索したうえで、ユーザーに提案を行っております。駐車場は、車種により利用可能な駐車場が限定される等の制約があるため、ユーザーのニーズをきめ細かく把握することが重要であります。当社はこれまでの紹介実績に基づき、より顧客ニーズに合った提案を行うことが可能な体制を構築しております。当社は、ユーザーが求める駐車場を紹介し、オーナーより申込書等を取り寄せ、ユーザーに案内することにより、駐車場オーナー及びユーザーから手数料収入を得ております。最近5事業年度における当社カーパーキングへの駐車場問い合わせ件数の推移につきましては、以下のとおりであります。

カーパーキングのメディア価値を向上させ、ユーザーの利便性を高めることが、問い合わせ件数の増加につながります。そして、問い合わせ件数が増加すれば、収益機会が増えることとなり、紹介サービスの売上増加につながることとなります。問い合わせを実際に対応するのは、当社の営業人員であることから、問い合わせが増えると同時に増員も必要となってきます。

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
年間カーパーキング 問い合わせ件数（件）	62,586	85,503	134,359	159,143	186,547

「月極駐車場サブリースサービス」

マンション及びオフィス等に設置されている駐車場において、借主が見つからず収益を生んでいない区画を、オーナーから当社がマスターリース（一括借り上げ）し、ユーザーに対してサブリース（貸し付け）を行うサービスであります。オーナーにとっては、毎月一定の賃料が入金されることに加え、手間のかかる利用者の募集、ユーザーとの契約業務、賃料の督促対応、解約の対応、トラブル対応などを当社が行うといったメリットがあります。当社にとっては、カーパーキングにて月極駐車場を探しているユーザーが当社に問い合わせをし、そのユーザーに対してサブリース（貸し付け）を行うことによって、毎月安定的な賃料収入を獲得することができます。

最近5事業年度末におけるオーナーからの空き区画の借上げ実績及びユーザーへのサブリース実績につきましては、以下のとおりであります。

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
マスターリース台数（台）	2,951	4,706	7,609	9,615	11,427
サブリース台数（台）	2,649	3,789	6,676	8,361	10,565
年間平均稼働率（％）	88	90	83	88	92

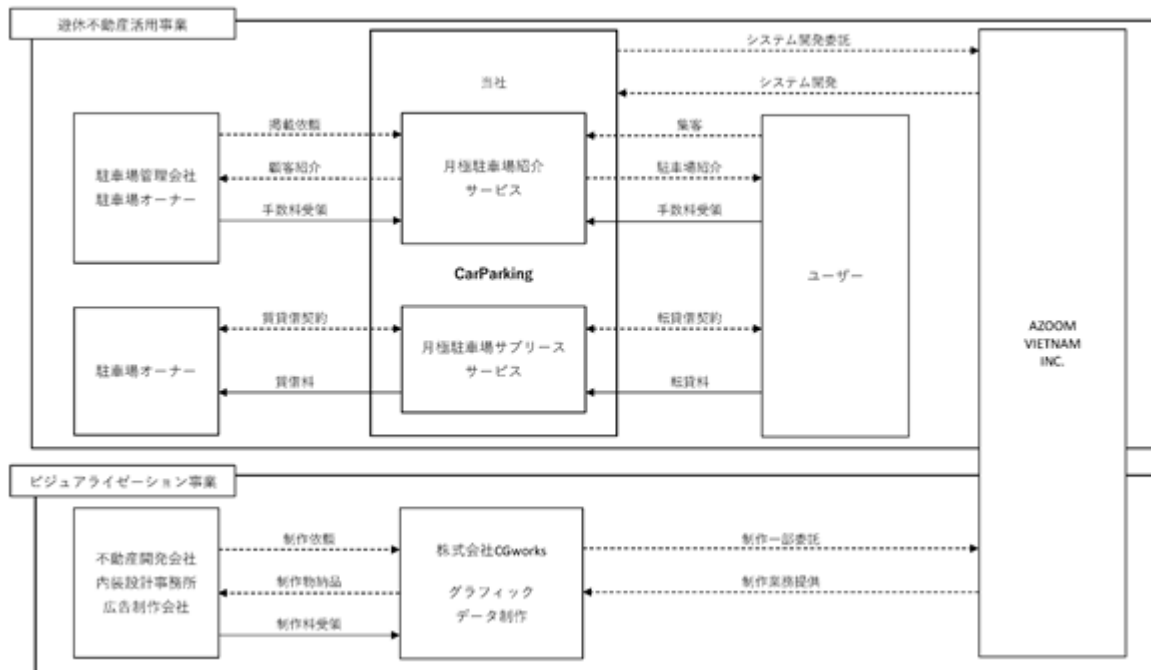
（注） 上記のうち、マスターリース台数及びサブリース台数は期末時点の数値であり、年間平均稼働率は期中平均の数値であります。

また、時間貸し駐車場のポータルサイトである「コインパーチ」、屋外広告スペースに関する検索サイト「AdWall」、貸し会議室運営サポートを行うWEB予約システム「スマート会議室」等をリリースしており、各種サービスを提供しております。

(2) ビジューライゼーション事業

ビジュアルライゼーション事業は、連結子会社株式会社CGworksを主体として運営しており、不動産の可能性をより視覚的に伝えることを可能にするため、3DCG技術等の専門的なスキルを活用し、建物や空間の利用方法及び完成イメージをグラフィックデータとして制作し、その販売を行っております。顧客としましては、建築業界、内装業界、不動産業界を中心に大規模開発や商業施設、不動産開発（新築・リニューアル・リノベーション等）に係わる企業となります。

【事業系統図】



(用語)

・カーパーキング

日本全国の月極駐車場情報を集めたポータルサイト「CarParking」の掲載物件情報数は日本最大級であります。利用者は賃料相場をもとに駐車場を検索することができます。

・マスターリース契約

オーナーから一括して賃借する契約形態を指します。月極駐車場サブリースサービスにおいては、空き駐車場オーナーから駐車場を賃借することです。当該契約により、当社の支払賃料へ計上されます。

・サブリース契約

マスターリース契約により賃借している駐車場を、駐車場利用ユーザーへ転貸する契約形態を指します。当該契約により、当社の賃料収入へ計上されます。

・3DCG

3次元コンピュータグラフィックスを指します。3DCG技術とは、2次元の図面情報に対して高さや質感などの3次元上の情報を与え、コンピュータの演算によって奥行き感(立体感)のある画像をつくる手法のことです。また、これらをプログラミングすることで、VR(仮想現実)やAR(拡張現実)など、多岐にわたるサービスを展開することが可能となります。

4【関係会社の状況】

名所	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社CGworks	東京都渋谷区	20,000千円	ビジュアライゼーション事業	80%	役員の兼任1名 資金の貸付
AZOOM VIETNAM INC.	ベトナム国 ハノイ市	278,000米ドル	遊休不動産活用事業に係るシステム開発並びにビジュアライゼーション事業におけるCGグラフィックデータ制作	100%	役員の兼任1名

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
遊休不動産活用事業	154(11)
ビジュアライゼーション事業	20(1)
全社(共通)	2(-)
合計	176(12)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を(外書)で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
134(11)	27.4	2.3	4,236

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を(外書)で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、正社員のみで算定しております。

4 当社は、遊休不動産活用事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は不動産×ITを軸に、企業理念である「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」していくことで、顧客と都市を豊かにしていきます。

この企業理念に基づき、不動産業界の既成概念にとらわれず、顧客が真に求めているものを追求し、ITを用いたソリューションを提供することで、企業としての持続的な成長を図ってまいります。

(2) 経営戦略等

(遊休不動産活用事業)

駐車場サービスのさらなる強化・拡大

当社の月極駐車場検索ポータルサイト「カーパーキング」への問い合わせ件数増加を背景に、月極駐車場紹介サービス及び月極駐車場サブリースサービスの取引件数が拡大しております。

従来、ユーザーが月極駐車場を探す際には、不動産業者への訪問や現地で募集看板を見つけて電話等で問い合わせを行う方法が主たるものであり、月極駐車場の情報を集めることや満足できる駐車場を借りることは、時間と労力がかかっておりました。しかし、当社の有するカーパーキングを利用することによって、ユーザーは真に求めている駐車場をより効率的かつ効果的に見つけることができるようになっております。当社は、引き続きデータベースの強化を行い、カーパーキングをより魅力的なものにすることで、駐車場サービスをさらに強化・拡大してまいります。

月極駐車場サブリースサービスにおいては、現在関東圏を主たる営業エリアとしているほか、福岡、大阪、名古屋、札幌にも営業拠点を有しておりますので、その拠点における営業活動の強化、さらには未開拓エリアへの拠点設置も検討し、事業規模の拡大を図ってまいります。

このように不動産（空き駐車場）×IT（ポータルサイト）を軸に、「世の中の遊休不動産を活躍する不動産に」という企業理念のもと、駐車場紹介に伴う手数料収入及びサブリースによる賃料収入を安定的に積み上げていくことにより、手数料収入（フロー）と賃料収入（ストック）を兼ね合わせた、盤石の収益基盤を確立してまいります。

駐車場サービス以外への進出

前期において、貸し会議室の予約、決済、入金管理、鍵の自動付与などの貸し会議室運営サポートを提供するWEB予約システム「スマート会議室」の事業を譲り受け、従前の駐車場サービスのみならず、WEBシステムを利用した遊休スペースの有効活用も推進しております。このように、不動産領域において、顧客が真に求めているものは何かを考え、ITを用いたソリューションを提供していきます。月極駐車場以外の収益基盤を生み出していき、たとえ厳しい経済環境下においても持続して安定的に発展し続ける企業を目指しております。

(ビジュアライゼーション事業)

3DCG技術を活用し事業領域の拡大を図っております。360°VR内覧やバーチャル店舗の開発・制作を行うことにより、非対面型の営業ニーズに対するソリューションを提供しております。また、家具やプロダクト製品の精巧な動画を制作することにより、Webサイト掲載、製品プロモーション用動画の制作が可能となり、取引先の拡大に寄与いたします。

なお、ベトナム子会社でのオフショアCG制作を行うことで制作コストを削減し、利益の最大化を図ってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は持続的な成長に向けて、売上高、営業利益及び成長率を重視しております。また、月極駐車場紹介サービスに関してはポータルサイトにおける問い合わせ件数及び掲載物件情報数が事業の根幹であるため、その推移を重要な指標としており、月極駐車場サブリースサービスに関しては、マスターリース台数及びサブリース台数（稼働率）を重要な指標としております。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループは、遊休不動産活用事業及びビジュアライゼーション事業の二つの事業を両輪として経営を推進しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として世界経済の不確実性が高まっておりますが、市場動向をはじめとしたサービスに対する需要についてのモニタリングを強化するなどし注視してまいります。また、駐車場業界については、市場の成熟化に伴う再編淘汰の時代に突入し、駐車場紹介・運営会社として厳格に選別されるという変化が起きております。ビジュアライゼーション事業については、新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や商業施設等の不動産開発に伴う受注が一時減少しましたが、その間に既存社員の教育や新技術の導入などを行い営業基盤の強化に努めてまいりました。このような経営環境下において、以下の4点を今後のさらなる事業拡大・展開における特に重要な対処すべき課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

継続的な成長について

当社グループは、上記の経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、遊休不動産活用事業においては、これまで蓄積した駐車場オーナー・ユーザー情報などの駐車場運営ノウハウをもとに、自社運営サイトである「カーパーキング」のブランディング及び集客力アップを図ってまいります。また、未開拓エリアにも進出することで、駐車場紹介件数及び新規マスターリース台数の増加に伴う駐車場サービスの収益性向上に取り組み、継続的な成長を目指します。また、ビジュアライゼーション事業においては、新技術の導入や既存社員の技術力向上、そして建築業界だけでなく様々な業界でCG技術を導入できるようCGの幅を広げ継続的な成長を目指します。

組織体制及び内部管理体制の強化について

当社グループは、少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、事業のさらなる成長のためには、ノウハウの蓄積とともに、営業力や技術力など様々な能力を高めていく必要があります。そのため、優秀な営業人材の確保及び人材育成が重要な課題であると考えており、採用力向上と社内研修の充実等に取り組んでまいります。また、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

システムの向上

当社グループの提供するサービスにおきましては、インターネット上でサービスを提供している関係上、安定したサーバー環境や通信環境を維持する必要があります。

そこで当社では、エンジニアの確保及び育成、利用者数の増加に伴うアクセス数増加を考慮したサーバー機器の整備、負荷分散システムの導入等が重要となります。今後も設備投資等を継続的にを行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社員とその家族及び関係者の安全を考慮し、感染予防の徹底などを周知することで、従業員の意識を高めるとともに、必要に応じて時差出勤やテレワークを実施するなどの対策を行ってまいります。このように引き続き動向には注視し必要に応じて然るべき対応を講じてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 法的規制や訴訟に関するリスク

法的規制について

遊休不動産活用事業においては、駐車場の設置等に関する法令として定めた「駐車場法」をはじめ、都道府県公安委員会による交通規制等を定めた「道路交通法」並びに自動車保有者等に対して自動車の保管場所確保等を定めた「自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）」等があります。

現在、当社グループが営む月極駐車場紹介サービス及び月極駐車場サブリースサービスの運営上、直接的な影響はありませんが、これらの法律が変更された場合、若しくは今後、都市部の自動車利用の制限につながるような法改正等がなされ、駐車場需要が減少した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、宅地建物取引業法では、駐車場として利用することを目的とする土地の貸借の媒介は、原則として宅建業法の適用がありますが、車1台ごとの月極駐車場の貸借の媒介については、業法の趣旨及び規制の実益等を考慮して、業法上の問題としては取り扱わない運用がなされております。

ビジュアライゼーション事業においては、著作権や肖像権等の知的創造物についての権利に係る知的財産基本法に関する法律等がありますが、新技術の普及に合わせ、法整備の議論が活発に行われているため法改正等がなされた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

訴訟リスクについて

遊休不動産活用事業においては、駐車場を利用しているユーザーが機械式駐車場を破損した場合や事故等が生じた場合で、当社グループがユーザーへの使用説明を怠った場合等、当社グループの過失に起因する場合に、訴訟が発生する可能性があります。またビジュアライゼーション事業においては、著作権や肖像権などの知的財産権についての訴訟が発生する可能性があります。

なお、現在のところ訴訟等は生じておりませんが、今後、重大な訴訟事件等が提起された場合には、当社グループの信用力の失墜を招くとともに、損害賠償等によって当社グループの業績及び事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

これらの法的規制や訴訟に関するリスクに対し当社グループでは、法令やその運用に係る改正が事業に与える影響を適時に把握すべく、また潜在的な係争案件に早期に対応すべく法務担当を設けるとともに、顧問弁護士からも適時に専門的な助言を受けることで、リスクの低減に努めております。

(2) 自然災害・気候変動などのリスク

営業地域の限定について

当社グループが提供するサービスは現在、全国の主要都市を主体とした営業活動を行っております。主要都市を対象とする営業方針であることから、今後の事業拡大地域が限定される可能性があります。なお、各地区において、地震等の大災害やその他の不測の事態が発生し、当社グループが管理運営する物件が破損し、あるいは閉鎖となった場合等には事業活動に支障が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

これらに対し当社グループでは各主要都市において綿密な管理を実施できるようにブランチ展開をし、人員を配置することで、事業活動が極度に一地区へ集中することを避け、リスクを分散させるよう努めております。

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大によるリスク

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生するなど再び緊急事態宣言が発令された場合、経済活動が停滞する可能性があります。それに伴い、遊休不動産活用事業においては、車を利用した移動や引っ越し、新車購入などの車需要が落ち込み、駐車場需要の低下につながるなどの影響が考えられ、当社グループの業績及び事業活動に影響を及ぼす場合があります。またビジュアライゼーション事業においては、建築内装業界の新規出店やリニューアル案件の計画が遅延及び中止されることにより、受注件数が減少する可能性があります。

また、再び新型コロナウイルス感染症が拡大傾向となった場合の当社グループでの取り組みにおいては、従業員、取引先の安全や健康及び社会的影響を考慮し、さらなる感染拡大を防ぐためにテレワークや時差出勤などを実施し感染予防に努めてまいります。改めて感染が拡大傾向となった場合は当社グループの業績及び事業活動に影響を及ぼす可能性があります。通常業務に支障が生じないようテレワークや時差出勤などを行える環境を整備し事業活動に与える影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

(3) 駐車場市場変化のリスク

駐車場需要の減少について

ガソリン価格の急騰等により、国内の自動車保有台数が急激に減少する等の外的要因により駐車場需要が急激に減少することとなった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

月極駐車場紹介サービスにおいては、当社グループ以外の検索サイトや店舗型不動産業者等、複数の競合相手が存在していることから、今後もユーザー獲得に向け検索サイトの情報の充実や利便性の向上、信頼性の強化を図り、他社との差別化に努めてまいります。また、当社グループの月極駐車場サブリースサービスにおいては、ユーザー獲得が可能な自社サイトを有しているという月極駐車場紹介サービスにおける集客力の強みを活かし、マスターリース台数の増加を図る方針であります。

しかしながら、月極駐車場紹介サービス及び月極駐車場サブリースサービスそれぞれにおいて、資本力を有する企業が新規参入した場合や競合他社の増加によるユーザー獲得競争が激化した場合には、紹介手数料や貸出価格における価格競争、及びユーザー獲得コストの増加等によって、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

これらに対し当社グループでは、競合他社の動向を定期的にモニタリングする専属担当としてウェブマーケティング担当を設け、当社グループの競争力の向上につながるような適切なサービスが行えるよう努めております。

駐車場オーナーに対する収入保証について

月極駐車場サブリースサービスは、土地や施設を保有せず、駐車場オーナーよりそれらを賃貸借契約により借り受ける形でサービスを行っております。また、月極駐車場サブリースサービスにおける駐車場オーナーとの契約の大半は、契約時に設定した固定賃料の支払いが毎月発生する内容となっております。当社グループは駐車場オーナーからの信頼獲得のため、契約上の義務ではないものの、可能な限り当社グループから賃貸借契約を解約しない方針をとっております。したがって、月極駐車場利用者のサブリース台数が計画どおり進まなかった場合や、月極駐車場利用者との既存契約の解約が増加した場合等には、当社グループの収入が減少する一方、駐車場オーナーへの固定賃料の支払は継続しなければならないことから、損失が発生する可能性があります。

このため当社グループでは、マスターリース台数、サブリース台数ならびに稼働率を業績管理指標として設定し、これらのバランスを適宜モニタリングすることにより、上記の損失発生リスクを管理しつつ、計画的にマスターリース台数を増加させております。

預り保証金の返還について

サブリースしている駐車場を契約するユーザーから、契約締結時に1～2か月分賃料相当の保証金を受領しております。当該保証金については、保全措置の対象ではありませんが、一度に大量の解約等が発生した場合には、当社グループの資金繰りおよび財政状態に影響を与える可能性があります。

これに対し当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を管理しております。

ポータルサイト「カーパーキング」について

月極駐車場紹介サービスは、ポータルサイトである「カーパーキング」を中心とした事業を展開しており、事業の基盤は、多くのユーザーが「カーパーキング」に訪問することにあります。

月極駐車場情報の掲載数増加やユーザーインターフェースの改善等によりユーザー数拡大を推進していく方針ですが、ユーザー数が想定を下回る又は減少することにより、駐車場紹介件数及びサブリース件数が低下した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

月極駐車場掲載件数について

ポータルサイト「カーパーキング」において、駐車場オーナーのアクセス数の減少や認知度の低下、あるいは空き駐車場自体の減少により、月極駐車場情報の掲載件数が増加しない又は減少する場合、紹介件数減少に伴う駐車場紹介手数料売上の減少等が想定されます。このように月極駐車場掲載件数が増加しない又は減少する場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

及び に記載のリスクに対し当社グループでは、ユーザー数や掲載件数といったポータルサイトに関連する指標を毎月の取締役会で報告し、事業戦略への迅速な反映が行えるように努めております。

(4) ITシステムのリスク

「カーパーキング」への集客における外部検索エンジンへの依存について

「カーパーキング」への集客は、グーグルなどの検索サイトを經由したものが多くを占めており、検索エンジンの表示結果に左右されるといえます。

今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更等により、当社グループサイトが検索結果の上位に表示されない場合には、「カーパーキング」における集客効果が低下し当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

これらに対し当社グループでは、外部検索エンジンにおける検索結果及びユーザー流入数を継続的にモニタリングし、検索エンジンの表示方針の変更に適時に対応できるよう努めております。

システムについて

月極駐車場紹介サービスは、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しています。したがって、自然災害や事故によりインターネット通信網が切断された場合には、サービスの提供が困難となります。また、当社グループの運営するポータルサイトへの予想外の急激なアクセス増加等による一時的な過負荷やその他予期せぬ事象によるサーバーダウン等により、当社グループのサービスが停止する可能性があります。これまで当社グループにおいて、そのような事象は発生していませんが、今後このようなシステム障害等が発生し、サービスの安定的な提供が行えないような事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため当社グループでは、システムの安定性を確保すべく必要に応じてサーバーの増設を行うとともに、事業上重要なデータについては定期的にバックアップをとることにより、リスクの低減に努めております。

(5) 顧客情報漏洩リスク

個人情報について

当社グループは、駐車場サービスの事業運営に当たり、多くの個人情報を保有しております。これらの個人情報外部に流出するような事態が生じた場合は、当社グループの信用低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、個人情報管理につきましては管理部を担当部署とし、その保護に細心の注意を払っております。また、社内規程を整備し、2017年1月にはプライバシーマークの認証を取得するとともに、個人情報保護法に関する社内研修会を実施するなど情報セキュリティに対する社員の意識向上を図っております。

(6) コンプライアンス・組織体制のリスク

コンプライアンス体制について

当社グループは、今後企業価値を高めるためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このためコンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに、適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上及び周知徹底を図っております。

人材の確保及び育成について

当社グループでは、事業の性質上、営業人員及びシステムの増強・開発を行うエンジニアの確保及び育成が重要であります。しかしながら、十分な人材の確保及び育成を行えず、深刻なリソース不足が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、WEB媒体等を活用し継続的に人材を募集するとともに、福利厚生面の充実や必要な教育研修等を実施することで人員の確保及び育成に努めております。

特定の人物への依存について

創業者であり代表取締役社長である菅田洋司は、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。しかしながら、同氏が何らかの理由により当社グループの業務を行うことが困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは、各部門長への情報共有のより一層の強化を図るとともに、権限委譲を適宜行っていくことで、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

小規模組織であることについて

当社グループは、小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。これらの施策に対し十分な対応ができなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため当社グループは、今後の業容拡大および業務内容の多様化に対応するため、人員の増強および内部管理体制及び業務執行体制のより一層の充実を図ってまいります。

(7) その他に関するリスク

新規サービスや新規事業について

当社グループは、今後の事業規模の拡大と収益の多様化を図るため、積極的に新規サービスや新規事業に取り組んでいく方針であります。これにより、人材やシステムへの追加投資による支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規サービスや新規事業が計画どおりに進まない場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

これらに対し当社グループは、新規サービス及び新規事業を開始する際には、事前に入念な予備調査を行い、事業の収益性・成長性やその潜在的なリスクを評価し、当初想定していた計画から新規サービス及び新規事業の実績が乖離しないよう努めてまいります。

のれんの減損損失及び子会社株式の評価損について

当社グループは、当連結会計年度末の連結貸借対照表に70,837千円ののれんを計上しております。当該のれんは2019年9月に事業譲受により取得した貸し会議室運営サポートを提供するWEB予約システム「スマート会議室」に係るものであり、新規サービス利用者の伸び悩みや解約数の増加により、事業取得時に期待した成果が得られず、減損損失の計上が必要と判断される場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該のれんは遊休不動産活用事業セグメントに含まれております。

また、当社が保有する子会社株式の評価基準は原価法によっておりますが、時価のない株式については財政状態の悪化等により実質価額が著しく下落した場合、子会社株式の減損処理が必要となり、個別財務諸表の業績に影響を与える可能性があります。

これらに対し当社グループでは該当する事業の業績を定期的にモニタリングし、早期にリスクを把握することで、懸念事項に対して適時に対応してまいります。

為替変動に係るリスク

連結決算において、海外子会社の業績に外国為替変動の影響が生じます。また、外貨建ての仕入・販売・サービスの提供など個別の取引においても、仕入高・販売高に為替変動の影響が生じ当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

これらに対し当社グループでは海外子会社の業績及び為替変動を定期的にモニタリングし、リスクの増大を適時に把握し、必要な対応を行ってまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞の影響により、依然として厳しい状況が続いております。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルの段階的な引き上げを行う中で、各種政策の効果もあり緩やかに経済活動が再開しつつあり、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されております。しかしながら国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等については引き続き注視してまいります。

当社グループの経営環境としましては、遊休不動産活用事業に主として関連する駐車場業界において、インターネットを活用した月極駐車場の紹介依頼需要は増加しており、オフィスビルや分譲マンション等における駐車場空き区画の収益化に対する需要も依然として拡大しております。さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、従来は店舗型の不動産仲業者にて月極駐車場を探していたユーザーが、当社が運営するポータルサイトを通じてインターネット経由で流入するケースがより増えてきており、駐車場の問い合わせ件数の増加要因となりました。また、ビジュアライゼーション事業においては、前年から本年1月にかけて3DCG技術を活用した不動産の完成予想画像に対する需要が拡大基調にありましたが、本年2月以降においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、宿泊施設や商業施設の不動産開発が停滞しており、当社グループが提供する不動産画像に対する需要が低下している状況にありましたが、本年7月頃から経済活動が再開したこともあり徐々に需要が戻りつつあります。これらの影響を含め、依然として新型コロナウイルス感染症により先行きが不透明ではありますが、当社グループへの影響については今後も引き続き注視し、適切な対応を講じてまいります。

このような経営環境のもと将来的な収益力の強化を目的として、既存社員の育成に引き続き努め、新規案件の獲得のための積極的なアプローチを行えるよう経営基盤の拡大に注力するとともに、ベトナム子会社でのシステム開発・グラフィックデータ制作の体制を強化するための投資やリモート環境等の制約に関わらず営業活動を継続できるようIT面での新たな技術の開発を引き続き行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,814,072千円、営業利益は224,488千円、経常利益は223,254千円、親会社株主に帰属する当期純利益は139,472千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結財務諸表作成初年度であるため、前期との比較は行っておりません。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

遊休不動産活用事業

遊休不動産活用事業セグメントは、当社がインターネット上で運営する月極駐車場のポータルサイト「CarParking」（以下、「カーパーキング」といいます）を経由して、駐車場の紹介を行う「月極駐車場紹介サービス」と、駐車場オーナーから空き駐車場を当社がマスターリース（一括借り上げ）し、月極駐車場としてユーザーにサブリース（貸し付け）を行う「月極駐車場サブリースサービス」を中心として事業を行っております。当連結会計年度においては、カーパーキングを通じたインターネット経由でのユーザーの流入増加を背景に、引き続き既存社員の営業力強化やリモート環境下での営業活動推進に努め、カーパーキングへの問い合わせ件数、マスターリース台数及びサブリース台数のいずれも堅調に推移し、当連結会計年度における駐車場問い合わせ件数は186,547件となり、当連結会計年度におけるマスターリース台数（受託台数）は11,427台、サブリース台数（稼働台数）は10,565台となりました。また、前期に事業譲受により取得した貸し会議室運営サポートを提供するWEB予約システム「スマート会議室」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に本年4月から6月においては解約数が一時的に上昇しましたが、本年7月以降においてはランディングページを改修したこと等により問い合わせ件数及び成約件数が回復傾向にあります。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,742,382千円、セグメント利益は253,566千円となりました。

ビジュアライゼーション事業

ビジュアライゼーション事業セグメントは、不動産の可能性をより視覚的に伝えることを可能にするため、3DCG技術等の専門的なスキルを活用し、建物や空間の利用方法及び完成イメージをグラフィックデータとして制作し、その販売を行っております。当連結会計年度においては、既存社員の技術力や営業力の強化に注力しつつ、多様な営業提案が可能となるように事業基盤の拡大に努めました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に本年4月から6月においては受注が一時的に減少しましたが、本年7月以降においては回復傾向にあります。

その結果、当連結会計年度の売上高は71,689千円、セグメント損失は29,077千円となりました。

当連結会計年度における生産、受注及び販売の実績は次のとおりであります。

a．生産実績

当社グループが営む遊休不動産活用事業及びビジュアライゼーション事業は、提供するサービスの関係上、生産実績の記載になじまないため、記載しておりません。

b．受注実績

当社グループが営む遊休不動産活用事業は、提供するサービスの関係上、受注実績の記載になじまないため、また、ビジュアライゼーション事業は受注から売上高計上までの期間が短いため、記載しておりません。

c．販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
遊休不動産活用事業(千円)	3,742,382
ビジュアライゼーション事業(千円)	71,689
合計(千円)	3,814,072

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 セグメント間の取引はありません。
3 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、いずれの販売先についても当該割合が10%未満のため記載を省略しております。

(2) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における総資産は1,890,638千円となりました。流動資産は1,396,911千円となり、主な内訳は現金及び預金1,078,160千円、前払費用245,535千円であります。また、固定資産は493,727千円となり、主な内訳は有形固定資産88,542千円、敷金108,977千円、差入保証金99,409千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は937,148千円となりました。流動負債は415,661千円となり、主な内訳は前受収益93,772千円、1年内返済予定の長期借入金36,672千円であります。また、固定負債は521,487千円となり、主な内訳は長期借入金143,324千円、預り保証金342,620千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は953,489千円となりました。株主資本は950,549千円となり、主な内訳は資本金416,599千円、資本剰余金396,505千円であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は1,078,160千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は366,518千円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益223,254千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は63,146千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出38,350千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は36,810千円となりました。これは主に長期借入れによる収入90,000千円、長期借入金の返済による支出45,004千円、自己株式の取得による支出80,795千円によるものであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、安定した収益と成長性を確保するために必要な運転資金について、自己資金及び金融機関からの借入金を充当しております。また、余剰資金については、安全性の高い預金等に限定して運用を行っております。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第一部 企業情報 第5 経理の状況 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。連結財務諸表の作成にあたっては、報告期間の期末日における資産・負債の計上、期中の収益・費用の計上を行うため、必要に応じて会計上の見積りを用いております。この会計上の見積りには、その性質上不確実性があり、実際の結果と異なる可能性があります。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りのうち、特に重要なものは以下のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

(固定資産の減損)

のれんを含む固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの金額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、市場環境の悪化などの当初想定しえない原因により、のれんが認識された取引によって取得した事業の収益性が低下した場合や見積りの前提とした事業計画に変更が生じた場合には、減損損失の計上により当社グループの業績が悪化する可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは将来的な収益力の強化を目的として自社利用目的のソフトウェアを中心に設備投資を行っており、当連結会計年度における設備投資の内訳は次のとおりであります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

セグメントの名称	当連結会計年度
遊休不動産活用事業	38,713千円
ビジュアライゼーション事業	8,005
計	46,718
全社	8,967
合計	55,685

遊休不動産活用事業では、主に駐車場サービスに係る自社利用目的のソフトウェアの構築を行いました。
ビジュアライゼーション事業では、CGグラフィックデータ制作のためのPCの購入等、事業体制強化のための投資を行いました。

全社の区分には、AZOOM VIETNAM INC.における事務所工事等を含んでおり、各報告セグメントに配分できない資産への投資額であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物附属 設備	構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	遊休不動産 活用事業	本社機能 業務設備	46,174	110	16,284	34,929	31,166	128,665	99 (7)
中野事務所 (東京都中野区)	遊休不動産 活用事業	業務設備	9,637	-	413	-	-	10,050	8 (1)
横浜支社 (横浜市中区) ほか4拠点	遊休不動産 活用事業	業務設備	1,773	156	319	-	-	2,248	27 (3)

(2) 国内子会社

2020年9月30日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物附属 設備	構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社CGworks (東京都渋谷区)	ビジュアラ イゼーショ ン事業	業務設備	-	99	5,609	5,820	-	11,530	15 (1)

(3) 在外子会社

2020年9月30日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物附属 設備	構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
AZOOM VIETNAM INC. (ベトナム国 ハノイ市)	全社 (共通)	業務設備	3,758	-	4,205	-	-	7,963	27 (-)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
4 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を(外書)で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 本社	東京都 渋谷区	遊休不動産 活用事業	駐車場情報 管理システ ムの追加開 発	100,000	58,121	自己資金	2018年10月	2021年9月	(注) 2

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年12月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,461,100	1,463,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	1,461,100	1,463,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2015年6月25日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

決議年月日	2015年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 17 社外協力者 3
新株予約権の数（個）	85（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,500（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	430（注）2、5
新株予約権の行使期間	2017年6月26日～2025年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 430（注）5 資本組入額 215（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数である。

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項

(1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

(3) 新株予約権の割当個数の全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。

(4) 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。

(5) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価格の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

- (6) その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (7) 株式の上場を行使条件とする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
新株予約権の取得条件に準じて決定する。
 - (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- 5 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年5月31日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2016年4月28日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

決議年月日	2016年4月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 34
新株予約権の数（個）	115 [107] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 11,500 [10,700] （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	103（注）2、5
新株予約権の行使期間	2018年4月29日～2026年4月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 103（注）5 資本組入額 51.5（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数である。

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項

(1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

(3) 新株予約権の割当個数の全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。

(4) 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。

(5) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価格の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

(6) その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (7) 新株予約権は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に新規株式公開される日（以下「上場日」という。）まで、行使できない。上場日後、新株予約権者は、次の各号に掲げる期間（ただし、当該新株予約権の権利行使期間中に限る。）、新株予約権をすでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 上場日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の1
 - 上場日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の2
 - 上場日から2年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の3
 - 上場日から3年を経過した日から権利行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
新株予約権の取得条件に準じて決定する。
 - (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- 5 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年5月31日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2016年9月21日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

決議年月日	2016年9月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の数（個）	21 [18] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,100 [1,800] （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	103（注）2、5
新株予約権の行使期間	2018年9月22日～2026年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 103（注）5 資本組入額 51.5（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数である。

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$

3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の割当個数の全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。
- (4) 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価格の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (6) その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (7) 新株予約権は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に新規株式公開される日（以下「上場日」という。）まで、行使できない。上場日後、新株予約権者は、次の各号に掲げる期間（ただし、当該新株予約権の権利行使期間中に限る。）、新株予約権をすでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 上場日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の1
 - 上場日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の2
 - 上場日から2年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の3
 - 上場日から3年を経過した日から権利行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
新株予約権の取得条件に準じて決定する。
 - (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- 5 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年5月31日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2017年2月3日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

決議年月日	2017年2月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 37 社外協力者 1
新株予約権の数（個）	173 [165] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 17,300 [16,500] （注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600（注）2、5
新株予約権の行使期間	2019年2月5日～2027年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 600（注）5 資本組入額 300（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数である。

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項

(1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあり、新株予約権の行使時点においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。

(2) 新株予約権の割当日時点において社外協力者であった者は、新株予約権行使時においても、当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使の条件としての当社との良好な関係の存在、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。

(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

(4) 新株予約権の割当個数の全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。

(5) 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。

- (6) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価格の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (7) その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に新規株式公開される日（以下「上場日」という。）まで、行使できない。上場日後、新株予約権者は、次の各号に掲げる期間（ただし、当該新株予約権の権利行使期間中に限る。）、新株予約権をすでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 上場日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の1
上場日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の2
上場日から2年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の3
上場日から3年を経過した日から権利行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。
- (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
新株予約権の取得条件に準じて決定する。
- (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- 5 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年5月31日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2020年4月30日定時取締役会決議（第5回新株予約権）

決議年月日	2020年4月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11
新株予約権の数（個）	240（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 24,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,170（注）2
新株予約権の行使期間	2022年5月1日～2030年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,170 資本組入額 1,585
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時点においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、または従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社関係会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は行使できるものとする。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

(3) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の権利行使に係る権利行使価格の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

(5) 新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

本新株予約権の行使期間の初日から1年を経過する日まで
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の1
上記の期間の終了後、1年を経過する日まで
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の2

上記の期間の終了後、1年を経過する日まで

当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の4分の3

上記の期間の終了後、本新株予約権の行使期間の満了日まで

当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて

- (6) その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (7) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。
- (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
本新株予約権の取得条件に準じて決定する。
- (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
本新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2020年4月30日定時取締役会決議（第6回新株予約権）

決議年月日	2020年4月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）	60（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 6,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,297（注）3
新株予約権の行使期間	2020年5月15日～2030年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,312（注）4 資本組入額 1,656
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2020年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,500円で有償発行しております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

- 4 株式の発行価格は、本新株予約権の行使時の払込金額1株当たり3,297円と本新株予約権の発行価格1株当たり15円を合算しております。
- 5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項
- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- (2) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (3) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (4) その他新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (5) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 6 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下、「再編対象会社新株予約権」という。）を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了までとする。
- (6) 再編対象会社新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得条件
本新株予約権の取得条件に準じて決定する。
- (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
本新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年3月25日 (注)1	980	11,480	10,094	20,094	-	-
2017年8月10日 (注)2	550	12,030	50,000	70,094	50,000	50,000
2018年5月31日 (注)3	1,190,970	1,203,000	-	70,094	-	50,000
2018年9月19日 (注)4	250,000	1,453,000	345,000	415,094	345,000	395,000
2018年10月1日～ 2019年9月30日 (注)5	8,000	1,461,000	1,499	416,594	1,499	396,500
2019年10月1日～ 2020年9月30日 (注)5	100	1,461,100	5	416,599	5	396,505

(注)1 有償第三者割当 発行価格10,300円 資本組入額10,300円

主な割当先 高橋崇晃 有限会社ヒフミ・コンサルティング

2 有償第三者割当 発行価格181,820円 資本組入額90,910円

主な割当先 SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合

3 株式分割(1:100)によるものです。

4 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,000円

引受価額 2,760円

資本組入額 1,380円

5 新株予約権の行使による増加であります。

6 2020年10月1日から2020年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,900株、資本金が296千円及び資本準備金が296千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	16	9	20	-	481	529	-
所有株式数 (単元)	-	260	802	3,622	1,749	-	8,167	14,600	1,100
所有株式数の割合 (%)	-	1.78	5.49	24.81	11.98	-	55.94	100.00	-

(注)自己株式22,436株は、「個人その他」に224単元、「単元未満株式の状況」に36株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

株主名	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
菅田洋司	東京都武蔵野市	523	36.40
株式会社パノラマ	東京都渋谷区代々木2丁目18-4	360	25.02
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC 4 R 3 AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	61	4.25
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4 QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	41	2.89
高橋崇晃	東京都品川区	30	2.08
鈴木雄也	東京都練馬区	30	2.08
櫛田邦男	神奈川県川崎市中原区	27	1.87
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	25	1.74
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY(POETS) (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会 社)	1 RAFFLES LINK, #03/#04 - 01 SOUTH LOBBY, SINGAPORE (東京都港区六本木1丁目6-1)	24	1.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	20	1.39
計	-	1,143	79.46

(注) 1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口9) 20千株

- 2 2020年7月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、シュバイツェル・インベストメント株式会社が2020年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等 保有割合 (%)
シュバイツェル・インベストメント株式会社	東京都千代田区平河町2丁目4-14	63	4.37

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 22,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,437,600	14,376	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,100	-	-
発行済株式総数	1,461,100	-	-
総株主の議決権	-	14,376	-

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アズーム	東京都渋谷区 代々木二丁目1番1号	22,400	-	22,400	1.53
計	-	22,400	-	22,400	1.53

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2020年4月30日)での決議状況 (取得期間 2020年5月1日~2020年7月31日)	上限 50,000	上限 80,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	22,300	79,783
残存決議株式の総数及び価額の総額	27,700	216
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	55.4	0.3
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注)当該決議に基づく自己株式の取得は、取得した株式の価額の総額が実質的に上限に達したことから、2020年7月21日(約定日基準)に終了しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	95	325
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2020年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	22,436	-	22,436	-

(注)当期間における保有自己株式数には、2020年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、取締役会及び監査役会を設置し、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、社外監査役が過半を占める監査役会において、法務等各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行っており、この体制が当社の持続的な発展に有効であると判断しております。

イ．取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在、代表取締役社長 菅田洋司が議長を務めており、代表取締役副社長 高橋崇晃、取締役（テクノロジー担当） 鈴木雄也、取締役（営業担当） 高橋祐二、取締役管理部長 馬場涼平、社外取締役 樺木一男、社外取締役 小久保崇の取締役7名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ．監査役会・監査役

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、常勤監査役 露木輝治が議長を務めており、監査役 島村和也、監査役 吉川朋弥の監査役3名（3名ともに社外監査役）で構成されており、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を行っております。

監査役は、株主総会及び取締役会への出席、取締役、従業員、会計監査人、内部監査担当者からの報告收受等を行っております。

ハ．内部監査

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役より任命された内部監査担当者3名が内部監査を実施しております。内部監査担当者は自己監査とならないよう自己が所属する部署以外の監査を行っております。内部監査担当者は、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。

ニ．リスク・コンプライアンス委員会

コンプライアンス遵守に向けた取組みを行うための機関として、リスク・コンプライアンス担当取締役として選任した代表取締役副社長 高橋崇晃を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は取締役4名（高橋崇晃、鈴木雄也、高橋祐二、馬場涼平）、執行役員2名（細井玲、牟田和正）、及び各部門長である従業員により構成されており、「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンスに係る課題及びリスクの識別・評価・対応を行っており、少なくとも半期に一回開催しております。

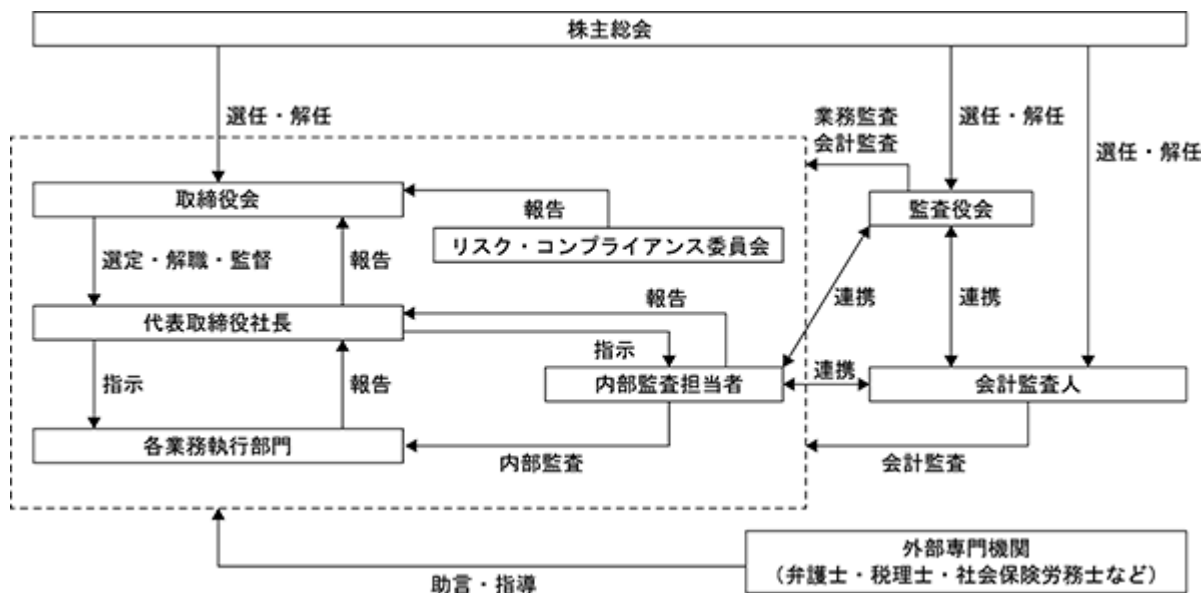
ホ．会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

ヘ．外部専門機関

当社は、法律やその他専門的な判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士等に相談し、必要に応じてアドバイスを受けております。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの概略図は以下のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しておりますが、当該方針において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として、以下の内容を定めております。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- () 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- () リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- () 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして内部通報制度を構築する。
- () 取締役の職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役会規程に基づく監査役監査の実施により確認する。
- () 代表取締役直轄の内部監査担当者は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- () 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- () 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- () 自然災害や企業不祥事等、会社、使用人、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
- () リスク・コンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。
- () 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- () 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - () 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
 - () 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- e 財務報告の信頼性を確保するための体制
- () 適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用する。
 - () 内部監査担当者が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行う。
 - () 財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行う。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- () 監査役は、管理部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部長等の指揮命令を受けないものとする。
 - () 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- () 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - () 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - () 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- h 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- () 当社は、監査役の通常の職務執行の範囲で生ずる費用に関し、会社の事業計画および監査役の監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。
 - () 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないとい認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- i その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- () 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - () 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

ジ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- () 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- () 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- () 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

ク リスク管理体制の整備の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスク発生の防止及び被害損失の最小化に努めております。社内
のリスクだけでなく、社会・経済状況や業界の動向など社外のリスクも含め、リスクを適切に把握、評価、軽
減、回避するための取組みとして、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当該委員会を中心に必要な対応
を行っております。

カ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

- ・ 子会社の業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、子会社の業務執行状況を監視
できる体制を構築・運用する。
- ・ 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的を実施し、その結果について代表取締役
に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場
合、遅滞なく代表取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- ・ 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、関係会社の事業内容や規模等に
応じて、当社に準じた社内規程を制定し、関係会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関す
る基準を定める。

二 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役及び
監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当
該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としておりま
す。また、責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等であるものを除く取締役及び監査役が、責任の原
因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ホ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

ヘ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を
有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、定款に定めております。また、取締役の
選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ト．取締役会で決議できる株主総会決議事項

・ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能にするためであります。

・ 取締役、監査役の実任免除

当社は取締役及び監査役の実任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性0名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	菅田 洋司	1977年 1月27日	2002年 2月 (株)タジマリフォーム (現 (株)TJMデザイン)入社 2005年 2月 日本駐車場開発(株)入社 2009年 1月 (株)ワークスメディア 入社 2009年10月 当社設立 代表取締役社長就任(現) 2019年 3月 (株)CGworks取締役就任(現)	(注) 3	883 (注) 7
代表取締役 副社長	高橋 崇晃	1981年 5月28日	2006年 4月 (株)リクルートコスモス (現 (株)コスモスイニシア)入社 2011年 2月 ヒューリック(株)入社 2016年 1月 当社取締役就任 2016年 6月 当社専務取締役管理本部長就任 2018年11月 当社代表取締役副社長管理担当就任 2019年12月 当社代表取締役副社長就任(現)	(注) 3	30
取締役	鈴木 雄也	1983年 3月14日	2007年 1月 (株)ワークスメディア 入社 2009年10月 当社入社 2014年 4月 当社取締役(テクノロジー担当) 就任(現) 2019年 9月 AZOOM VIETNAM INC.社長就任(現)	(注) 3	30
取締役	高橋 祐二	1988年10月24日	2013年 4月 当社入社 2016年10月 当社取締役(営業担当)就任(現)	(注) 3	10
取締役	馬場 涼平	1988年 6月15日	2012年 2月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2016年 7月 当社入社 2018年11月 当社執行役員管理本部長就任 2019年12月 当社取締役管理本部長就任(現)	(注) 3	-
取締役	櫛木 一男	1949年 5月25日	1973年 4月 (株)日本興業銀行 (現 (株)みずほ銀行)入行 2003年 5月 新光証券(株)(現 みずほ証券(株)) 常務執行役員就任 2009年 5月 みずほ証券(株)常務執行役員就任 2010年 6月 日本冶金工業(株)常勤監査役就任 2015年10月 (株)ピーバンドットコム 社外監査役就任 2017年 1月 当社社外取締役就任(現) 2018年 6月 (株)ピーバンドットコム 社外取締役(監査等委員)就任(現)	(注) 3	-
取締役	小久保 崇	1974年 1月18日	2000年10月 西村総合法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所)入所 2006年 9月 クリアリー・ゴッドリーブ・ステー ン&ハミルトン法律事務所(ニューヨ ーク)入所 2014年 3月 小久保法律事務所 (現 弁護士法人小久保法律事務所)設 立 代表社員就任(現) 2014年10月 (株)ティー・ワイ・オー 社外取締役就任(現) 2017年 1月 当社社外取締役就任(現) 2017年 1月 AOI TYO Holdings(株) 社外取締役(監査等委員)就任(現) 2017年 8月 AlpacaJapan(株) 社外監査役就任(現) 2019年 6月 すてきナイスグループ(株) (現 ナイス(株)) 社外取締役就任(現) 2020年 6月 オイシックス・ラ・大地(株) 社外監査役就任(現)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)	露木 輝治	1955年8月6日	1979年4月 グリコ協同乳業(株)入社 1991年10月 サッポロビール(株)(現 サッポロホールディングス(株))入社 2012年3月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)取締役統合管理本部長就任 2013年1月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)取締役管理本部長就任 2015年3月 サッポロ不動産開発(株)常勤監査役就任 2015年6月 (株)さいたまアリーナ監査役就任 2019年12月 当社常勤社外監査役就任(現)	(注)4	-
監査役	島村 和也	1972年10月20日	1995年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2004年10月 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 2008年3月 島村法律会計事務所 開設 所長就任(現) 2012年7月 (株)スリー・ディー・マトリックス社外取締役就任(現) 2014年3月 コスモ・バイオ(株)社外取締役就任(現) 2017年1月 当社社外監査役就任(現) 2017年1月 (株)SJI(現 (株)CAICA)社外取締役就任(現) 2019年10月 (株)明豊エンタープライズ社外取締役(監査等委員)就任(現)	(注)5	-
監査役	吉川 朋弥	1971年11月22日	1996年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2011年12月 吉川公認会計士事務所開設 所長就任(現) 2015年2月 (株)メタップス社外監査役就任 2015年6月 合同会社エスグロース代表社員就任(現) 2016年8月 (株)MUJIN社外監査役就任(現) 2017年1月 当社社外監査役就任(現) 2018年11月 (株)メタップス社外取締役(監査等委員)就任(現)	(注)5	-
計					953

- (注) 1 取締役 櫛木一男及び小久保崇は、社外取締役であります。
- 2 監査役 露木輝治、島村和也及び吉川朋弥は、社外監査役であります。
- 3 2020年12月22日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 2019年12月20日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5 2018年5月23日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 6 所有株式数には、アズーム役員持株会における各自の持分を含めておりません。また、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数についても含めておりません。
- 7 代表取締役菅田洋司の所有株式数は、資産管理会社である株式会社パノラマの所有株式数も合算して記載しております。
- 8 当社は、意思決定の迅速化、経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は2名で、西日本ソリューション部長細井玲、レンタルスペース事業推進部長牟田和正で構成されております。
- 9 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。なお、補欠監査役の任期は、前任者の残存期間であります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
藤岡 大祐	1981年7月8日	2004年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2014年1月 (株)ヤマトキャピタルパートナーズ (現 (株)YCP Solidiance)入社 2015年3月 (株)YGAパートナーズ代表取締役就任 2016年6月 (株)PKSHA Technology監査役就任(現) 2016年10月 (株)BEDORE監査役就任(現) 2018年12月 ログリー(株)社外取締役(監査等委員)就任(現) 2019年4月 (株)JMDC社外取締役(監査等委員)就任(現) 2020年4月 ヒューマンライフコード(株)監査役就任(現)	-

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社の社外取締役2名、社外監査役3名については、いずれも当社との間で人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係はありません。当社の社外役員に対する独立性に関する基準または方針について、当社との間の人的関係、資本的关系、取引関係、報酬関係（役員報酬以外）、その他の利害関係がない場合、または、過去若しくは現在において何らかの利害関係が存在しても、当該利害関係が一般株主の利益に相反するおそれがなく、当該社外役員の職責に影響を及ぼさない場合に、独立性を有するものと考えております。

社外取締役については、会社経営を含めた幅広い知見と経験を有し、業務執行の監督強化という企業統治における機能を確立する観点から選任しており、社外監査役については、財務をはじめとして、幅広い知見と経験を有し、外部の視点と経験を活かし、企業の健全性を確保、透明性の高い公正な経営監視体制を確立する観点から選任しております。「(3)監査の状況 監査役監査の状況及び 内部監査の状況」に記載のとおり、会計監査人及び内部監査担当と意見交換を行い、相互連携を図っております。

当社の社外取締役は櫛木一男氏、小久保崇氏の2名であります。

櫛木一男氏は、上場企業の役員を歴任しており、幅広い見識と豊富な経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、櫛木一男氏は、本書提出日現在当社の発行済株式を保有しておりません。

小久保崇氏は、上場企業の役員を歴任しており、弁護士として高度な専門的知識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、小久保崇氏は、本書提出日現在当社の発行済株式を保有しておりません。

当社の社外監査役は露木輝治氏、島村和也氏、吉川朋弥氏の3名であります。

露木輝治氏は、他の会社において長年にわたり監査役を務めており、その経験に基づく幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、露木輝治氏は、本書提出日現在当社の発行済株式を保有しておりません。

島村和也氏は公認会計士、弁護士としての高度な専門的知識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、島村和也氏は、本書提出日現在当社の発行済株式を保有しておりません。

吉川朋弥氏は公認会計士としての高度な専門的知識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、吉川朋弥氏は、本書提出日現在当社の発行済株式を保有しておりません。

上記以外に、社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役及び社外監査役を選任しており、経営の独立性を担保していると認識しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、会計監査結果、内部統制の整備及び運用状況、内部監査結果等について報告を受ける体制としております。

また、社外監査役は常勤監査役と常に連携を取り、内部監査部門、会計監査人からの報告内容を含め経営の監視、監督に必要な情報を共有しており、主に監査役会、取締役会への出席を通じて、適宜必要な意見を述べております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

会社法関連法令に基づく監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び監査役2名(3名とともに社外監査役)で構成されており、月1回の定時監査役会を開催しております。監査役は、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。

社外監査役島村和也氏は公認会計士、弁護士としての財務、会計、並びに法務に関する高い知見を有しております。また、社外監査役吉川朋弥氏は公認会計士として財務及び会計に関する高い知見を有しております。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び計画の策定、内部統制システムの整備及び運用状況、ならびに会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。監査役は、取締役会への出席、取締役、従業員、会計監査人、内部監査担当者からの情報収集により、監査の効率化・監査機能の向上を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。なお、露木輝治氏は2019年12月20日開催の第10回定時株主総会で選任されたため、就任後に開催された監査役会のみを対象に記載しております。

氏名	開催回数	出席回数
露木 輝治	10回	10回
島村 和也	13回	13回
吉川 朋弥	13回	13回

内部監査の状況

当社では、代表取締役より任命された内部監査担当者3名が内部監査を実施しております。内部監査担当者は自己監査とならないよう自己が所属する部署以外の監査を行っております。内部監査担当者は、取締役会が決議した内部統制システムのモニタリングを行うほか、内部監査計画に基づき、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長及び常勤監査役に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士(指定有限責任社員・業務執行社員)

坂井 知倫

井上 智由

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他監査従事者8名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の選任に当たっては、監査法人の概要、品質管理体制、会社法上の欠格事由の有無、独立性などの監査法人の概要のほか、監査計画は会社の事業内容に対応したリスクを勘案した内容か、監査チームの編成は会社の規模及び事業内容を勘案した内容か等の監査の実施体制及び監査報酬見積額の算出根拠が適切であるかを検討しております。現会計監査人は、KPMGインターナショナルのメンバーファームの一員であり、監査品質向上のためにガバナンスの強化や4つのディフェンスラインによる組織的な品質管理体制の構築に取り組んでおります。また、多業種にわたるクライアントの監査を手掛けており、人材も豊富であることから選定に至っているものであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の職区遂行状況、監査体制及び独立性等において会計監査人に解任または不再任に該当する事由は認められないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,000	-	21,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	15,000	-	21,000	-

非監査業務の提供は受けておりません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に対する報酬(a.を除く)

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	-	480	-
計	-	-	480	-

非監査業務の提供は受けておりません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等が策定した監査計画に基づき、監査日程、人員数その他の内容について両者で協議を行い、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額は、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額が決定されております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。取締役の報酬額は事業年度毎に在任期間における功績や企業業績、管掌領域を総合的に勘案して決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、2018年12月21日に開催した第9回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人部分は含まない。）と定められております。取締役の個別の報酬額については、報酬総額の限度内で、取締役会の決議により一任された代表取締役社長菅田洋司が上記の算定方法に基づき決定しております。

監査役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、常勤・非常勤及び業務分担の状況等を総合的に勘案した上で、監査役会における協議で決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2016年10月3日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と定められております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	104,772	104,730	42	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	1,500	1,500	-	-	1
社外取締役	9,600	9,600	-	-	2
社外監査役	11,700	11,700	-	-	3

(注) 上記には、2019年12月20日付で辞任した監査役1名(うち社外監査役0名)を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載を省略しております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当連結会計年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、定期的に監査法人の主催するセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,078,160
売掛金		67,008
たな卸資産	1	373
前払費用		245,535
その他		8,547
貸倒引当金		2,714
流動資産合計		1,396,911
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)		61,342
構築物(純額)		366
工具、器具及び備品(純額)		26,832
有形固定資産合計	2	88,542
無形固定資産		
のれん		70,837
ソフトウェア		40,198
その他		25,970
無形固定資産合計		137,006
投資その他の資産		
敷金		108,977
差入保証金		99,409
繰延税金資産		43,887
その他		19,351
貸倒引当金		3,448
投資その他の資産合計		268,177
固定資産合計		493,727
資産合計		1,890,638

(単位：千円)

当連結会計年度
(2020年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	46,284
未払法人税等	87,317
未払消費税等	78,586
前受収益	93,772
賞与引当金	19,019
1年内返済予定の長期借入金	36,672
その他	54,009
流動負債合計	415,661
固定負債	
長期借入金	143,324
預り保証金	342,620
退職給付に係る負債	4,800
資産除去債務	27,636
その他	3,106
固定負債合計	521,487
負債合計	937,148
純資産の部	
株主資本	
資本金	416,599
資本剰余金	396,505
利益剰余金	217,657
自己株式	80,212
株主資本合計	950,549
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	263
その他の包括利益累計額合計	263
新株予約権	3,203
非支配株主持分	-
純資産合計	953,489
負債純資産合計	1,890,638

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
売上高			3,814,072
売上原価			2,272,532
売上総利益			1,541,539
販売費及び一般管理費		1	1,317,050
営業利益			224,488
営業外収益			
その他			395
営業外収益合計			395
営業外費用			
支払利息			803
自己株式取得費用			686
その他			138
営業外費用合計			1,629
経常利益			223,254
税金等調整前当期純利益			223,254
法人税、住民税及び事業税			92,778
法人税等調整額			5,219
法人税等合計			87,559
当期純利益			135,695
非支配株主に帰属する当期純損失()			3,777
親会社株主に帰属する当期純利益			139,472

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2019年10月1日
至 2020年9月30日)

当期純利益	135,695
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	57
その他の包括利益合計	57
包括利益	135,753
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	139,530
非支配株主に係る包括利益	3,777

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	416,594	396,500	78,184	103	891,175
当期変動額					
新株の発行	5	5			10
親会社株主に帰属する 当期純利益			139,472		139,472
自己株式の取得				80,108	80,108
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5	5	139,472	80,108	59,374
当期末残高	416,599	396,505	217,657	80,212	950,549

	その他の包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定			
当期首残高	320	-	3,777	894,632
当期変動額				
新株の発行				10
親会社株主に帰属する 当期純利益				139,472
自己株式の取得				80,108
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	57	3,203	3,777	516
当期変動額合計	57	3,203	3,777	58,857
当期末残高	263	3,203	-	953,489

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2019年10月1日
至 2020年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	223,254
減価償却費	34,313
のれん償却額	7,870
支払利息	803
自己株式取得費用	686
売上債権の増減額(は増加)	11,167
前払費用の増減額(は増加)	40,409
前受収益の増減額(は減少)	17,785
差入保証金の増減額(は増加)	16,758
預り保証金の増減額(は減少)	81,437
未払金の増減額(は減少)	2,536
未払消費税等の増減額(は減少)	67,403
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,976
賞与引当金の増減額(は減少)	8,082
その他	8,212
小計	386,029
利息及び配当金の受取額	64
利息の支払額	803
法人税等の支払額	18,770
営業活動によるキャッシュ・フロー	366,518
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	17,335
無形固定資産の取得による支出	38,350
その他	7,460
投資活動によるキャッシュ・フロー	63,146
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	90,000
長期借入金の返済による支出	45,004
自己株式の取得による支出	80,795
その他	1,011
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,810
現金及び現金同等物に係る換算差額	171
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	266,733
現金及び現金同等物の期首残高	811,427
現金及び現金同等物の期末残高	1,078,160

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 株式会社CGworks
AZOOM VIETNAM INC.

当連結会計年度より、株式会社CGworks及びAZOOM VIETNAM INC.の重要性が増したため、これらの会社を連結の範囲に含めております。

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品、仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10～18年
構築物	10年
工具、器具及び備品	3～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (6) のれんの償却方法及び償却期間
10年間で均等償却を行っております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資産の範囲
手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年9月期の連結会計年度末より適用予定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年9月期の連結会計年度末より適用予定であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び政府の緊急事態宣言発令に伴い、当社グループの営む一部の事業領域において、受注件数の減少や既存顧客の解約といった影響を受けておりましたが、2020年5月25日の当該宣言解除後は一定の回復が見られております。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは不透明であり、現段階においてその影響額を合理的に算定することは困難であります。今後しばらくは一定程度の影響を受けるものの、緩やかに需要が回復し、翌連結会計年度末にかけて収束していくとの仮定のもとで、現状入手可能な情報により固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、緊急事態宣言が再度発令されるなど、当社グループが会計上の見積りに用いた仮定を上回る新型コロナウイルス感染症の長期化・深刻化があった場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2020年9月30日)
仕掛品	373千円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2020年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	37,258千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
役員報酬	138,852千円
給与手当	523,019
地代家賃	137,278
貸倒引当金繰入額	4,338
賞与引当金繰入額	19,019
退職給付費用	1,200

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
為替換算調整勘定：	
当期発生額	57千円
組替調整額	-
税効果調整前	57
税効果額	-
為替換算調整勘定	57
その他の包括利益合計	57

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	1,461,000	100	-	1,461,100
合計	1,461,000	100	-	1,461,100
自己株式				
普通株式 (注) 2	41	22,395	-	22,436
合計	41	22,395	-	22,436

(注) 1 普通株式の発行済株式数の増加100株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2 普通株式の自己株式数の増加22,395株は、取締役会決議による自己株式の取得22,300株、単元未満株式の買取り95株によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション 又は自社株式オプショ ンとしての第1回新株 予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプション としての第2回新株予 約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプション としての第3回新株予 約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプション 又は自社株式オプショ ンとしての第4回新株 予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	ストック・オプション としての第5回新株予 約権(注)	-	-	-	-	-	3,071
提出会社	ストック・オプション としての第6回新株予 約権	-	-	-	-	-	132
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	3,203

(注) スtock・オプションとしての第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	1,078,160千円
現金及び現金同等物	1,078,160

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。また、運転資金を主に銀行借入により調達しております

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。

敷金及び差入保証金は、それぞれ当社オフィスの不動産賃貸借契約に係るもの、並びに駐車場のマスターリース契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に監視することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金は、その殆どが1ヶ月以内の支払期日であります。また、預り保証金は駐車場のサブリース契約に係るものであり、解約時に返還する義務を負っております。長期借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)を管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

当連結会計年度(2020年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,078,160	1,078,160	-
(2) 売掛金	67,008		
貸倒引当金(1)	2,714		
	64,294	64,294	-
資産計	1,142,455	1,142,455	-
(1) 未払金	46,284	46,284	-
(2) 長期借入金(2)	179,996	176,876	3,119
負債計	226,280	223,160	3,119

(1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期借入金には1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2020年9月30日)
敷金	108,977
差入保証金	99,409
預り保証金	342,620

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,078,160	-	-	-
売掛金	67,008	-	-	-
合計	1,145,169	-	-	-

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	36,672	37,552	35,206	24,481	8,124	37,961
合計	36,672	37,552	35,206	24,481	8,124	37,961

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、退職金規程に基づいた一時金を支給しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	3,600千円
退職給付費用	1,200
退職給付に係る負債の期末残高	4,800

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (2020年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	4,800千円
連結貸借対照表に計上された負債の金額	4,800
退職給付に係る負債	4,800
連結貸借対照表に計上された負債の金額	4,800

3 退職給付費用

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
簡便法で計算した退職給付費用	1,200千円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,200

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	3,071
販売費及び一般管理費の役員報酬	42

2 スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権		第2回新株予約権
	ストック・オプション	自社株式オプション	ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年6月25日	2015年6月25日	2016年4月28日
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社取締役 2名 当社従業員 17名	社外協力者 3名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 34名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数 (注)2、3	普通株式 11,600株	普通株式 5,000株	普通株式 20,200株
付与日	2015年6月25日	2015年6月25日	2016年4月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、新株予約権の行使に係る細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、新株予約権の行使に係る細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、新株予約権の行使に係る細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年6月26日 至 2025年6月24日	自 2017年6月26日 至 2025年6月24日	自 2018年4月29日 至 2026年4月19日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
	ストック・オプション	ストック・オプション	自社株式オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年9月21日	2017年2月3日	2017年2月3日
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社従業員 4名	当社取締役 4名 当社従業員 37名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数 (注)2、3	普通株式 2,400株	普通株式 21,600株	普通株式 1,200株
付与日	2016年9月21日	2017年2月3日	2017年2月3日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、新株予約権の行使に係る細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、新株予約権の行使に係る細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、新株予約権の行使に係る細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年9月22日 至 2026年9月12日	自 2019年2月5日 至 2027年1月24日	自 2019年2月5日 至 2027年1月24日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	子会社第1回新株予約権
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	株式会社CGworks
決議年月日	2020年4月30日	2020年4月30日	2020年2月25日
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社従業員 11名	当社取締役 1名	子会社取締役 2名 子会社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数 (注)2、3	普通株式 24,000株	普通株式 6,000株	子会社普通株式 4,900株
付与日	2020年5月15日	2020年5月15日	2020年2月26日
権利確定条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時点においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要します。 なお、新株予約権の行使に係る細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、新株予約権の行使に係る細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、新株予約権の行使に係る細則については、子会社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	2020年5月15日から権利確定日まで。 なお、権利確定日は、段階的な権利行使期間に応じて定められ、最終の権利行使期間の開始日は2025年5月1日であります。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年5月1日 至 2030年4月30日	自 2020年5月15日 至 2030年5月14日	自 2022年2月26日 至 2030年2月24日

- (注) 1 付与対象者の区分は付与日における区分であります。
- 2 株式数に換算して記載しております。
- 3 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年5月31日を効力発生日として、提出会社の普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、株式分割後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権		第2回新株予約権
	ストック・オプション	自社株式オプション	ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,500	5,000	12,800
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	100
失効	-	-	1,200
未行使残	3,500	5,000	11,500

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
	ストック・オプション	ストック・オプション	自社株式オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	2,100	16,200	1,200
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	100	-
未行使残	2,100	16,100	1,200

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	子会社第1回新株予約権
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	24,000	6,000	4,900
失効	-	-	-
権利確定	-	6,000	-
未確定残	24,000	-	4,900
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	6,000	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	6,000	-

(注) 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年5月31日を効力発生日として、提出会社の普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、株式分割後の株式数により記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権		第2回新株予約権
	ストック・オプション	自社株式オプション	ストック・オプション
権利行使価格(円)(注)1	430	430	103
行使時平均株価(円)	-	-	4,840
付与日における公正な評価単価(円) (注)2、3	-	-	-

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
	ストック・オプション	ストック・オプション	自社株式オプション
権利行使価格(円)(注)1	103	600	600
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円) (注)2、3	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	子会社第1回新株予約権
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利行使価格(円)(注)1	3,170	3,297	300
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円) (注)2、3	ア: 907 イ: 958 ウ: 996 エ: 1,033	37	-

(注)1 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年5月31日を効力発生日として、提出会社の普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、株式分割後の権利行使価格により記載しております。

2 対象となる株式1株当たり換算した公正な評価単価を記載しております。

3 第5回ストック・オプションについては段階的行使条件が設定されていることから、当該条件に合わせて予想残存期間の異なる4種類の公正な評価単価を記載しております。

3 ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

	第5回新株予約権			
	ストック・オプション			
権利行使期間開始日	ア：2022年5月1日	イ：2023年5月1日	ウ：2024年5月1日	エ：2025年5月1日
使用した評価技法	ブラック・ショールズ式	同左	同左	同左
株価変動性(注)1	30.3%	30.8%	30.9%	31.1%
予想残存期間(注)2	6.0年	6.5年	7.0年	7.5年
予想配当(注)3	0円/株	0円/株	0円/株	0円/株
無リスク利率(注)4	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

	第6回新株予約権	子会社第1回新株予約権
	ストック・オプション	ストック・オプション
権利行使期間開始日	2020年5月15日	2022年2月26日
使用した評価技法	モンテカルロ・シミュレーション	(注)5
株価変動性(注)1	32.0%	-
予想残存期間(注)2	10年	-
予想配当(注)3	0円/株	-
無リスク利率(注)4	0.0%	-

(注)1 予想残存期間に対応した直近の期間の株価実績に基づいて算定しております。

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、第5回新株予約権については暫定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しており、第6回新株予約権については権利行使期間の末日までを予想残存期間として推定しております。

3 2019年9月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5 ストック・オプション付与日時点において、同社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、同社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、同社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を採用しております。

4 ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度における本源的価値の合計額 237,118千円

(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 473千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業所税	3,404千円
未払事業税	5,045
賞与引当金	6,640
資産調整勘定	27,214
減価償却超過額	2,487
資産除去債務	8,326
繰越欠損金	11,817
その他	5,977
繰延税金資産小計	70,915
評価性引当額	20,045
繰延税金資産合計	50,870
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	6,852
その他	130
繰延税金負債合計	6,982
繰延税金資産又は繰延税金負債の純額	43,887

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2020年9月30日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
住民税均等割	1.1
留保金課税	6.9
税額控除	5.4
のれん償却額	1.1
評価性引当額の増減	4.6
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を10年と見積り、割引率は0.04%~0.60%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
期首残高	26,203千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,286
時の経過による調整額	146
期末残高	27,636

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、主として提供するサービスの特性を基礎としたセグメントから構成されており、以下の2つを報告セグメントとしております。

「遊休不動産活用事業」は、当社がインターネット上で運営する月極駐車場のポータルサイトを經由して、駐車場の紹介を行う月極駐車場紹介サービスと、駐車場オーナーから空き駐車場を当社がマスターリース（一括借り上げ）し、月極駐車場としてユーザーにサブリース（貸し付け）を行う月極駐車場サブリースサービスを中心として事業を行っております。

「ビジュアライゼーション事業」は、不動産の可能性をより視覚的に伝えることを可能にするため、3DCG技術等の専門的なスキルを活用し、建物や空間の利用方法及び完成イメージをグラフィックデータとして制作し、その販売を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表計上額
	遊休不動産活用事業	ビジュアライゼーション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,742,382	71,689	3,814,072	-	3,814,072
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,742,382	71,689	3,814,072	-	3,814,072
セグメント利益又は損失()	253,566	29,077	224,488	-	224,488
セグメント資産	767,511	85,555	853,066	1,037,571	1,890,638
その他の項目					
減価償却費	25,321	6,037	31,358	2,954	34,313
のれんの償却額	7,870	-	7,870	-	7,870
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	38,015	8,005	46,020	8,967	54,987

(注) 1 セグメント利益又は損失()の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	遊休不動産活用事業			ビジュアル ライゼーション事業	合計
	月極駐車場 紹介サービス	月極駐車場 サブリースサービス	その他サービス		
外部顧客への売上高	407,940	3,214,995	119,446	71,689	3,814,072

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

	遊休不動産活用事業	ビジュアルライゼーション事業	合計
当期償却額	7,870	-	7,870
当期末残高	70,837	-	70,837

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	660円53銭
1株当たり当期純利益	95円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	93円60銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	139,472
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	139,472
普通株式の期中平均株式数(株)	1,454,056
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	35,993
(うち新株予約権(株))	(35,993)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	連結子会社株式会社CGWorks発行 ストック・オプション1種類 4,900個 目的となる株式の種類及び数 子会社の普通株式 4,900株

(重要な後発事象)

当社は、2020年12月22日開催の取締役会において、株式分割ならびに株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

1 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることによって株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年1月31日を基準日として同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,466,600株
今回の分割により増加する株式数	1,466,600株
株式分割後の発行済株式総数	2,933,200株
株式分割後の発行可能株式総数	9,600,000株

(注)上記の発行済株式総数及び増加する株式数は2020年12月22日現在の発行済株式総数に基づき記載しているものであり、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 日程

基準日公告日	2021年1月14日
基準日	2021年1月31日
効力発生日	2021年2月1日

3 1株当たり情報に及ぼす影響

当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	330円27銭
1株当たり当期純利益	47円96銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	46円80銭

4 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づいて、当社定款の一部を次のとおり変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(変更箇所には下線を付しております。)

現行	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,600,000株</u> とする。

(3) 定款変更の効力発生日

2021年2月1日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	30,000	36,672	0.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	105,000	143,324	0.9	2022年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	135,000	179,996	-	-

(注) 1 平均利率は加重平均利率を記載しており、当該利率を算定する際の利率及び残高は期末時点のものを採用しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	37,552	35,206	24,481	8,124

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	842,578	1,774,688	2,748,924	3,814,072
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	736	44,193	106,738	223,254
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	2,323	23,329	57,823	139,472
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	1.59	15.97	39.63	95.92

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	1.59	17.56	23.71	56.73

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	769,016	1,013,510
売掛金	49,533	53,670
前払費用	203,389	242,873
関係会社短期貸付金	10,000	10,000
その他	1 7,386	1 5,626
貸倒引当金	2,116	2,714
流動資産合計	1,037,209	1,322,967
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	62,648	57,584
構築物	321	266
工具、器具及び備品	21,295	17,017
有形固定資産合計	84,265	74,868
無形固定資産		
のれん	78,708	70,837
ソフトウェア	27,025	34,929
その他	11,231	31,166
無形固定資産合計	116,965	136,933
投資その他の資産		
関係会社株式	45,912	45,912
敷金	107,678	107,678
差入保証金	82,651	99,409
繰延税金資産	38,126	39,646
その他	11,335	19,026
貸倒引当金	2,069	3,448
投資その他の資産合計	283,635	308,225
固定資産合計	484,866	520,027
資産合計	1,522,076	1,842,994

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	43,036	48,006
未払法人税等	9,208	87,137
未払消費税等	11,182	74,008
前受収益	76,024	93,809
賞与引当金	10,937	19,019
1年内返済予定の長期借入金	30,000	30,000
その他	48,103	49,584
流動負債合計	228,491	401,565
固定負債		
長期借入金	105,000	75,000
預り保証金	261,182	342,620
退職給付引当金	3,600	4,800
資産除去債務	26,203	26,349
その他	4,212	3,106
固定負債合計	400,198	451,876
負債合計	628,690	853,442
純資産の部		
株主資本		
資本金	416,594	416,599
資本剰余金		
資本準備金	396,500	396,505
資本剰余金合計	396,500	396,505
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	80,394	253,457
利益剰余金合計	80,394	253,457
自己株式	103	80,212
株主資本合計	893,385	986,349
新株予約権	-	3,203
純資産合計	893,385	989,552
負債純資産合計	1,522,076	1,842,994

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
売上高		2,728,312		3,742,382
売上原価		1,559,411		2,252,060
売上総利益		1,168,901		1,490,321
販売費及び一般管理費	2	1,075,023	1, 2	1,227,931
営業利益		93,877		262,389
営業外収益				
受取手数料	1	1,400	1	3,000
その他	1	300	1	246
営業外収益合計		1,700		3,246
営業外費用				
支払利息		517		582
自己株式取得費用		-		686
その他		248		226
営業外費用合計		766		1,496
経常利益		94,811		264,140
税引前当期純利益		94,811		264,140
法人税、住民税及び事業税		28,915		92,598
法人税等調整額		9,633		1,520
法人税等合計		38,549		91,077
当期純利益		56,261		173,062

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
支払賃料			1,521,811	97.6	2,209,670	98.1
経費						
1 支払手数料		26,428			21,013	
2 その他		11,170	37,599	2.4	21,376	42,390
当期売上原価			1,559,411	100.0	2,252,060	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他 利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	415,094	395,000	24,132	-	834,227	-	834,227
当期変動額							
新株の発行	1,499	1,499			2,999		2,999
当期純利益			56,261		56,261		56,261
自己株式の取得				103	103		103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-	-
当期変動額合計	1,499	1,499	56,261	103	59,158	-	59,158
当期末残高	416,594	396,500	80,394	103	893,385	-	893,385

当事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他 利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	416,594	396,500	80,394	103	893,385	-	893,385
当期変動額							
新株の発行	5	5			10		10
当期純利益			173,062		173,062		173,062
自己株式の取得				80,108	80,108		80,108
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						3,203	3,203
当期変動額合計	5	5	173,062	80,108	92,963	3,203	96,167
当期末残高	416,599	396,505	253,457	80,212	986,349	3,203	989,552

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～18年

構築物 10年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

3 のれんの償却方法及び償却期間

10年間で均等償却を行っております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

当事業年度より、連結財務諸表を作成しているため、以下の事項について記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の3の3に定める未適用の会計基準等に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の6の2に定める金融商品に関する注記については、同条第7項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の13に定める確定給付制度に基づく退職給付に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の14に定めるストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の15に定めるストック・オプションに関する注記については、同条第9項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の29に定めるセグメント情報等の注記については、同条第5項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第106条に定める発行済株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第108条に定める新株予約権等に関する注記については、同条第5項により、記載を省略しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び政府の緊急事態宣言発令に伴い、当社及び当社の子会社の営む一部の事業領域において、受注件数の減少や既存顧客の解約といった影響を受けておりましたが、2020年5月25日の当該宣言解除後は一定の回復が見られております。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは不透明であり、現段階においてその影響額を合理的に算定することは困難であります。今後しばらくは一定程度の影響を受けるものの、緩やかに需要が回復し、翌事業年度末にかけて収束していくとの仮定のもとで、現状入手可能な情報により固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性、関係会社株式並びに関係会社短期貸付金の評価等の会計上の見積りを行っております。

なお、緊急事態宣言が再度発令されるなど、当社が会計上の見積りに用いた仮定を上回る新型コロナウイルス感染症の長期化・深刻化があった場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績の状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
短期金銭債権	2,559千円	275千円
短期金銭債務	-	3,492

2 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
株式会社CGworks	- 千円	14,996千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業取引による取引高		
その他営業取引高	- 千円	12,049千円
営業取引以外の取引による取引高	1,412	3,050

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7%、当事業年度8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93%、当事業年度92%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
役員報酬	118,280千円	127,572千円
給料手当	416,037	478,108
減価償却費	19,819	25,321
地代家賃	117,166	133,570
貸倒引当金繰入額	3,269	4,338
賞与引当金繰入額	10,937	19,019
退職給付費用	2,400	1,200

(有価証券関係)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
子会社株式	45,912千円	45,912千円

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業所税	3,557千円	3,404千円
未払事業税	1,440	5,045
賞与引当金	3,746	6,640
資産調整勘定	34,163	27,214
減価償却超過額	1,532	2,487
資産除去債務	8,024	8,069
その他	2,937	4,076
繰延税金資産小計	55,401	56,939
評価性引当額	9,859	10,676
繰延税金資産合計	45,542	46,263
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	7,416	6,616
繰延税金負債合計	7,416	6,616
繰延税金資産又は繰延税金負債の純額	38,126	39,646

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	0.5
住民税均等割	2.3	0.9
留保金課税	3.0	5.8
税額控除	4.5	4.6
のれん償却額	-	0.9
評価性引当額の増減	8.0	0.3
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.7	34.5

(重要な後発事象)

当社は、2020年12月22日開催の取締役会において、株式分割ならびに株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

1 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることによって株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年1月31日を基準日として同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,466,600株
今回の分割により増加する株式数	1,466,600株
株式分割後の発行済株式総数	2,933,200株
株式分割後の発行可能株式総数	9,600,000株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は2020年12月22日現在の発行済株式総数に基づき記載しているものであり、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 日程

基準日公告日	2021年1月14日
基準日	2021年1月31日
効力発生日	2021年2月1日

3 1株当たり情報に及ぼす影響

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	305円75銭	342円80銭
1株当たり当期純利益	19円27銭	59円51銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	18円75銭	58円07銭

4 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づいて、当社定款の一部を次のとおり変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(変更箇所を下線を付しております。)

現行	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,600,000株</u> とする。

(3) 定款変更の効力発生日

2021年2月1日

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 または 償却累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形 固定 資産	建物附属設備	67,272	870	-	68,142	10,558	5,933	57,584
	構築物	672	-	-	672	405	54	266
	工具、器具及び備品	31,880	2,231	-	34,112	17,095	6,510	17,017
	計	99,826	3,101	-	102,928	28,059	12,499	74,868
無形 固定 資産	のれん	78,708	-	-	78,708	7,870	7,870	70,837
	ソフトウェア	56,717	20,725	-	77,443	42,513	12,822	34,929
	その他	11,231	31,166	11,231	31,166	-	-	31,166
	計	146,657	51,892	11,231	187,317	50,384	20,693	136,933

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア Carparking機能追加 20,725千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,186	6,605	4,629	6,162
賞与引当金	10,937	19,019	10,937	19,019

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://azoom.jp/ir/notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第10期）（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日） 2019年12月20日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2019年12月20日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第11期第1四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月12日関東財務局長に提出

（第11期第2四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日） 2020年5月12日関東財務局長に提出

（第11期第3四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月12日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

2019年12月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5)自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2020年4月1日 至 2020年4月30日） 2020年5月11日関東財務局長に提出

報告期間（自 2020年5月1日 至 2020年5月31日） 2020年6月2日関東財務局長に提出

報告期間（自 2020年6月1日 至 2020年6月30日） 2020年7月2日関東財務局長に提出

報告期間（自 2020年7月1日 至 2020年7月31日） 2020年8月3日関東財務局長に提出

(6)自己株券買付状況報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記）(5) の自己株券買付状況報告書の訂正報告書） 2020年6月2日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月22日

株式会社アズーム

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 智由 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アズームの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アズーム及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月22日

株式会社アズーム

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 智由 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アズームの2019年10月1日から2020年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アズームの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。